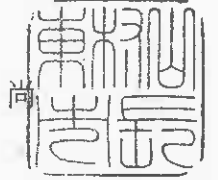




31東子政発15号  
令和元年8月5日

東村山市保育料等審議会  
会長 石橋 茂 様

東村山市長  
渡部



認可保育所等における保育料等の変更について（諮問）

標記の件について、東村山市保育料等審議会条例（平成14年東村山市条例第7号）に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問します。

#### 記

#### 1 諮問事項

認可保育所等における保育料等の変更について

#### 2 諮問内容

令和元年10月1日より保育料に係る子どもの数え方について【別紙】の1.諮問箇所のとおり変更したい

#### 3 諮問理由

現行の多子負担軽減制度は、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償としているが、きょうだいの数え方の区分としては同一世帯に属する支給認定子どもの数で認定することから、子どもが2子以上いる世帯においてもきょうだいの年齢によっては多子負担軽減制度が適用されない場合がある。

このような状況を踏まえ、令和元年7月に要綱制定された東京都の補助制度を活用し、当市の多子世帯に対する保育料の算定方法について、子どもが2子以上いる世帯については子どもの年齢にかかわらず、第2子以降について多子負担軽減制度が適用するための制度変更を行う。